

市長定例記者会見資料	
平成 26 年 6 月 17 日	
担当課 (担当者)	防災安全課 大塚
電話 (0859) 23 - 5336	

福祉避難所に係る協定の締結について

1 締結目的

災害時において、通常の避難所では対応が難しい要配慮者（災害時に支援が必要な高齢者、障がい者等）の福祉避難所への緊急的な受入れについて、迅速な対応を行うため、あらかじめ必要事項を定める。

福祉避難所・・・介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所

2 締結日時 平成 26 年 6 月 25 日（水） 午前 11 時 00 分から

3 締結場所 米子市役所第二応接室

4 締結の相手方

高齢者施設・・・特別養護老人ホームを有する社会福祉法人 5 法人

（こうほうえん、真誠会、いずみの苑、博愛会、鳥取県厚生事業団）

障がい者施設・・・宿泊を伴う施設を有する社会福祉法人 2 法人

（もみの木福祉会、光生会）

5 締結式出席者

米子市側・・・市長、総務部長、福祉保健部長

社会福祉法人側・・・理事長又は代理の方各 1 名

6 福祉避難所（協定第 3 条関係）

高齢者施設 11 施設、障がい者施設 2 施設（裏面参照）

7 利用可能人数

高齢者施設 395 人、障がい者施設 44 人

米子市福祉避難所一覧

法人名	施設区分	施設名称	施設住所
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設よなご幸朋苑	米子市上後藤3-7-1
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設きんかい幸朋苑	米子市錦海町3-5-15
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	米子市石井1238
社会福祉法人真誠会	高齢者施設	介護老人福祉施設ピースポート	米子市大崎1511-1
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	特別養護老人ホームいずみの苑	米子市淀江町淀江1075
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	ケアハウスいずみの苑	米子市淀江町淀江1075
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	高齢者向け優良賃貸住宅いずみの苑	米子市淀江町淀江1075
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	介護老人福祉施設博愛苑	米子市一部555
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	デイサービスセンター博愛苑	米子市一部555
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	グループホームみのりの里	米子市一部440
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	高齢者施設	皆生みどり苑	米子市皆生新田2-3-1
社会福祉法人もみの木福祉会	障がい者施設	もみの木園	米子市富益町4660
社会福祉法人光生会	障がい者施設	障がい者支援施設米子ワークホーム	米子市石井1223-1

災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

米子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）とは、甲の区域において地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙による要配慮者（災害等の発生時において支援が必要な高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。）の緊急的な受入れ（以下「緊急受入れ」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生時に、乙が甲の区域内に設置する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所専用施設、地域密着型サービス施設、障害者支援施設等において、緊急受入れを実施するために必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、米子市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者について、二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対し、緊急受入れを要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による緊急受入れの要請を受けたときは、第7条第1項の規定による協議の結果に基づき、可能な範囲で当該要請に応ずるものとする。

（緊急受入れの施設）

第3条 緊急受入れを実施する施設は、別表に掲げる施設とする。

（緊急受入れの期間）

第4条 緊急受入れを実施する期間は、原則として、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、当該災害等が大規模である等の特別の事情により緊急受入れを継続する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急受入れの実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（要請の手続）

第6条 甲は、第2条第1項の規定により緊急受入れを要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的余裕がない場合は、口頭により要請し、後日、当該書面を送付するものとする。

（1）当該緊急受入れに係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）前号の要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）当該緊急受入れを実施する期間

（受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後、別表に掲げる施設ごとに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

（1）受け入れることができる要配慮者の人数

(2) 要配慮者への支援方法

(3) 緊急受入れに必要な物資の備蓄、調達等

2 甲及び乙は、毎年度当初に、前項各号に掲げる事項について確認するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、この協定は、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年6月25日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂康夫

乙 鳥取県
社会福祉法人
理事長

別表(第3条、第7条関係)

名 称	所 在 地